

第1回 白馬村地域公共交通会議議事録

1. 開催日 平成20年3月24日(月) 13時30分～14時45分
2. 場所 白馬村役場201会議室
3. 出席者 太田委員、三村委員(代理)、畑中委員(代理)、三井委員、小林委員、遠藤委員、鈴木委員(代理)、上条委員、松沢委員、風間委員、倉島委員(代理)、安藤委員(代理)、速水委員、渡邊委員、小林委員(代理)、花井委員、二本松委員(代理)、高橋委員、福島委員、松沢委員
4. 事務局 吉田総務課企画情報係長、太田保健福祉課福祉係長、田中保健福祉課主査
5. 配布資料
 - 資料1：白馬村地域公共交通会議委員名簿
 - 資料2：地域公共交通会議とは
 - 資料3：白馬村地域公共交通会議設置要綱
 - 資料4：会議の進め方
 - 資料5：白馬村の公共交通機関の現状
 - 資料6：福祉交通施策の現状
 - 資料7：「高齢者の日常の外出活動と移動に関する調査」報告
 - 資料8：乗合タクシーによる地域交通サービス(案)
 - 資料9：今後のスケジュール

1. 開会

(事務局)

皆さん、こんにちは。大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今より「第1回白馬村地域公共交通会議」を開催させていただきます。

2. 村長あいさつ

(事務局)

ここで、白馬村長 太田紘熙 よりごあいさつを申し上げます。

(村長)

どうも皆様こんにちは。会議に先立ちまして一言ご挨拶をさせていただきます。本日は年度末の何かとお忙しい中、第1回白馬村地域公共交通会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。お礼を申し上げます。ご承知のとおり、白馬村は、周囲が65.5km、南北に16.8km、東西15.7kmの盆地でございます。村の中央部を南北にフォッサマグナが走っており、白馬連峰から流れ出す川によって扇状地が形成されている地域です。

そして、その地形からJR大糸線が南北に縦断しておりまして、公共交通は鉄道がメインであります。路線バスは観光路線として村内の一部を通っている実情でございます。こうした中で今回ご検討いただく乗合型デマンドタクシー事業につきましては、高齢者の外出の機会を図る目的。また、保育の充実に向けては、保育園の統合一園化に伴う保育園児送迎車両運行事業などの、いわゆる福祉車両目的として運行を開始したいと考えるものでございます。

これらの交通施策につきましては、昨年 7 月に庁内会議により、これからの福祉交通サービスとしてまとめた中で、現状では当面交通弱者に対する福祉交通施策を最優先するという考えに基づきまして、有償運送を計画しているものでございます。

また、今後はこの会議の中で、住民はもとより観光客の皆さんを含めた幅広く便利で使いやすい公共交通のあり方という運行の態様につきましても、場合によっては協議いただくことも必要と考え、この度地域公共交通会議の設置をさせていただいたところでございます。

この委員の皆様方は、それぞれ各分野で専門的な知識をお持ちの方、また、公募委員という住民の方もいらっしゃいますので、様々な視点からご意見をいただけるものと期待をしているところでございます。

皆様には本会議の趣旨をお汲み取りの上、格別のご理解とご審議を賜りますよう心からお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 委嘱状交付

(事務局)

申し遅れましたが、私、本日の司会を務めさせていただきます役場総務課企画情報係長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本会議につきましては、白馬村地域公共交通会議設置要綱第 5 条第 5 項に規定するとおり、原則公開となっておりますことを申し上げます。

この地域公共交通会議の構成員は、道路運送法施行規則第 9 条の 3 第 1 項に規定された方々を基本に構成されております。

ここで、委員名簿が修正されておりますのでお知らせします。事前に郵送しました名簿番号 5 番の、大町警察署白馬村交番所長の三枝様ですが、この 2 1 日付で小林様に異動されましたことから、お名前を修正しております。これは、本日お配りしました名簿をご覧くださいと思います。

なお、本日につきましては、三村長野県交通政策課長様、畑中北安曇地方事務所長様、川中島バス(株)鈴木部長様、長野県タクシー協会安藤会長様、小林北陸信越運輸局長野運輸支局長様、アルピコ労働組合川中島バス支部二本松執行委員長様におかれましては、代理出席とあらかじめご連絡いただいておりますので、出席者名簿の通りご報告させていただきます。

また、本日の資料に間に合いませんでしたが、番号 11 番の(社)長野県バス協会の倉島会長の代理出席ということで、筒井様に本日出席をいただいております。

それでは、次第に基づきまして進行させていただきたいと思います。

委嘱状の交付でございますが、人数が多い、また時間の都合もでございますのであらかじめ、名札の席上に、委嘱状を置いてございますので、これにより省略させていただきます。

4. 自己紹介

(事務局)

ここで、委員の皆様から自己紹介を兼ねて、一言いただきたいと存じます。

名簿がございますので、2 番の長野県企画局交通政策課長様より、名簿の順番に一言ずつよろしくお願いいたします。

(三村委員(代理))

長野県企画局交通政策課の三村課長が所要で出席できませんので、代理で出席をさせていただきました課長補佐兼交通企画係長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(畑中委員(代理))

同じく、代理でございますけれども、地方事務所地域政策課長の角田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(三井委員)

長野県大町建設事務所長の三井宏人でございます。よろしくお願いいたします。

(小林委員)

先程、事務局から紹介していただきました、白馬村交番所長小林です。着任したばかりですのでこのことについて勉強不足です、これから内容について色々勉強していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(遠藤委員)

松本電鉄白馬営業所長の遠藤と言います。よろしくお願いいたします。

(鈴木委員(代理))

川中島バスの部長(株)鈴木に変わりました出席させていただきます営業課長の徳永でございます。松本電鉄と共同運行で長野からの特急バスを運行してお世話になっております。よろしくお願いいたします。

(上条委員)

アルプス第一交通(株)の上条です。よろしくお願いいたします。

(松沢委員)

信州名鉄交通大町支社の松沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(風間委員)

白馬観光タクシー代表の風間です。よろしくお願いいたします。

(倉島委員(代理))

長野県バス協会代理できました事務局長筒井でございます。よろしくお願いいたします。

(安藤委員(代理))

長野県タクシー協会の安藤会長の代理で出席しました、中信支部の支部長をしております赤広と申します。よろしくお願いいたします。

(速水委員)

公募委員の速水政文と申します。在住はどんぐり区です。よろしくお願いいたします。

(渡邊委員)

同じく公募委員の渡邊宏です。今現在はみそら野に住んでおりますが、実家が内山地区にあるということで、よりよいものを皆さんとつくりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(小林委員(代理))

国土交通省長野運輸支局の皆川と申します。支局長の代理で参っております。よろしくお願いいたします。

(花井委員)

ご苦勞様です。アルピコ労働組合松本電気鉄道支部の花井と申します。よろしくお願ひします。

(二本松委員(代理))

アルピコ労働組合川中島バス支部の柳沢と申します。本日は委員長二本松の代理として出席をさせていただきました。私は労働組合という立場で出席をさせていただきました。よろしくお願ひします。

(高橋委員)

信州名鉄交通労働組合の大町支部長の高橋と申します。よろしくお願ひします。

(福島委員)

どうもご苦勞様でございます。本日の会議の事務局の担当課になります総務課長の福島と申します。よろしくお願ひします。

(松沢委員)

ご苦勞様でございます。白馬村役場保健福祉課長の松沢です。高齢者の足の確保の問題につきまして保健福祉課で担当させていただいております。よろしくお願ひします。

5. 会長選出

(事務局)

ありがとうございます。次第の会長選出に入るわけですが、会長選出の前に、当交通会議の概要及び趣旨につきまして、私より簡単にご説明申し上げまして、その後に出入りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

事前にお配りしました資料2、資料3に基づきましてご説明申し上げます。事前の資料配布ということですので、ご覧になって説明と重複するところがあるかと思いますが、ご協力をお願いします。

資料2の、地域公共交通会議とは、の資料ですが、まず、目的ですが地域公共交通会議は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の乗合旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的としています。

2点目の検討事項ですが、大きく分けて2つございます。1点目は地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の形態及び運賃・料金に関する事。それには、アの運行の形態から始まりまして、力の運行主体の選定、その他必要と認められる措置。2点目ですが、この公共交通会議が必要と認める事項ということで皆さんにご検討をいただきます。

3点目の地域公共交通会議の合意ですが、合意の方法につきましては、この地域公共交通会議において協議が調った場合に、地域公共交通会議における合意があったものとみなすということでございます。

続きまして資料3の公共交通会議の設置要綱をご覧いただきたいと思ひます。

まず、第3条の構成員及び任期ですが、先程の自己紹介いただきましたとおりの名簿どおりでございます。この第3条第3項の委員の任期は、任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間ということになります。

第4条、会長及び副会長ですが、交通会議に会長、副会長を置き、委員の互選により選出する。第2項、会長は交通会議を代表し会務を総理する。第3項、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

第5条の会議ですが、交通会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となるといっていますが、会長が選出されておられません。従いまして主宰する市町村長の名前でお出ささせていただきます。続きまして第3項でございますが、やむを得ない理由により交通会議を欠席する委員は、他の委員へ書面により委任することができるものとします。これにつきましては、後ほどご説明申し上げます。

以上が要点となりまして、この概要及び趣旨ということでございます。当会議の会長及び副会長は、委員の互選により決定することとなっておりますがいかがいたしましょうか。

(遠藤委員)

よろしいですか。もし役場の方で案があれば説明していただければ。

(事務局)

皆様から意見が無いようでしたら、事務局案を説明させていただきますよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(事務局)

それでは、事務局といたしましては、会長につきましては主宰者、この主宰とは、上に立っての意味で、主に催す意味ではございません。主宰者である白馬村長太田委員にお願いいただければと存じます。

また、副会長には、事業者を代表して白馬観光タクシー株式会社代表取締役風間委員に、お願いいただければと存じます。

以上のとおり提案させていただきますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(事務局)

それでは皆さん異議がないということでございますので、太田委員に会長職を、風間委員に副会長職をお願いします。

会長・副会長が選任されましたので、太田委員、風間委員は会長・副会長席に移動をお願いいたします。

(事務局)

それでは、移動が済みまして、会長・副会長より一言ごあいさつをお願いします。

(会長)

それでは改めまして、白馬村長の太田でございます。会長職に就任させていただきました。よろしくをお願いいたします。

(副会長)

副会長に、急遽選ばれました風間と申します。大変若輩者でありまして、どこまで会長補佐できるかわかりませんが、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

6．協議事項

(会長)

それでは議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(1)「会議の進め方について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事前にお配りしました資料4をご覧ください。

本日の、この会議につきましては、色々な方から出席をいただいておりますので、まず会議を円滑に進めるために、基本的な会議のルールを定めたいと考えます。

まず、会議時間の設定ですが、本日同様に会議は平日の日中を中心に開催します。

2点目ですが、資料の事前配布ですが、会議資料につきましては基本的に今回同様事前配布しますので、ご一読いただきたいと思います。

議事に関する意見等につきましては、当日の会議で述べていただきますが、会議の欠席の場合に限り、会議前日の午後1時まで书面によりご提出いただきたいと思います。様式については特に定めませんので、方法はFAX、E-mailどちらでも構いません。もし欠席でご意見がある場合には出していただきたいと思います。

3点目に会議の開催案内通知ですが、原則として2週間前までに開催通知を送付します。

4点目ですが、出欠席及び代理出席ですが、会議案内通知と併せて、出欠席及び代理出席の通知を同封しますので、期限までにご報告をお願いします。

5点目の委任状ですが、先程の要綱の規定に基づきまして、急遽都合がつかない場合などは、他の委員への出席委任ができますので、代理出席でも構いませんが、他委員に委任の場合には同封いたします委任状を使用していただきたいと思います。

6点目の会議録ですが、会議録は速やかに作成し送付します。

7点目の会議の公開ですが、これも要綱の規定に基づきまして、原則として公開となりますので傍聴が可能です。

会議の内容は、会議録作成後、資料及び会議録とともに、村の公式ホームページ等にて公開します。

説明につきましては以上です。

(会長)

ただいまの説明につきまして、なにかご質問等がありますか。よろしいでしょうか。

それでは只今のとおり会議の進め方につきましてはご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(2)「白馬村の公共交通の現状について」事務局より説明を求めます。

(事務局)

事前にお配りしました、資料5をご覧ください。公共交通機関の現状でございますが、一つ目のJR大系線は冒頭の村長のあいさつで申し上げましたとおり、白馬村の中央を南北に縦断してございます。「南神城」、「神城」、「飯森」、「白馬」、「信濃森上」の5つの駅があり、そのうち特急が停車する駅というものは「神城駅」と「白馬駅」の2つでご

ざいます。

2点目のバス事業所でございますが、1番の松本電気鉄道(株)でございますが、路線バスとして、まず八方線、白馬駅から八方、2つ目として猿倉線、白馬駅から猿倉、冬期間は運休であり、夏山等のシーズンで本数の変更がございます。3つ目の梅池線ですが、これは小谷村とまたがりますが、白馬駅から梅池高原から白馬乗鞍、これは、白馬村内につきましては白馬駅から落倉までの間となっております。高速バスにつきましては、白馬新宿線ということで、1日6本となっております。これは、私の方で、それぞれの会社のホームページで確認をさせていただいき、資料を作らせていただきました。

2番の川中島バス株式会社としては、路線バスとして長野白馬線1日12本、特定日運行として1本ございます。

3番目の村内タクシー事業所でございますが、アルプス第一交通株式会社、信州名鉄交通株式会社、白馬観光タクシー株式会社の3社でございます。

4番目の無料移送でございますが、白馬村社会福祉協議会では、村内を移送区域としまして会員登録した一定の要介護者に対して移送サービスを行っております。

5番目の冬期間観光客向事業ですが、環境局ではなく観光局です。ご訂正をおねがいします。観光局では平成18年度から19年度事業としまして、冬期間限定のナイトシャトルバスということで、元気号冬物語を運行しています。これは、法律上現金による乗車はできないことから、利用券の取扱箇所で購入して乗車しているという状況でございます。

ちなみに、平成20年度におきましても冬期間に限り、国土交通省の補助事業に基づき実施予定ということでございます。

今後、場合によりましてはこの会議で諮る事案となる場合もございますが、現時点の現状ということではこのようなことも行っているということです。説明につきましては以上のとおりです。

(会長)

ただいまの説明につきまして、交通事業者からの補足説明又は皆様からご意見・ご質問等がありましたらお出しいただきたいと思います。

(遠藤委員)

松本電鉄ですが、訂正をお願いします。高速バスですけれど、現行6台となっておりますが、3月一杯の冬のダイヤですので、また夏のシーズンは4本になります。

それと川中島バス路線バスで長野線12本、これも冬の関係になります。あと松本電鉄と川中島バスの共同運行となっておりますので半分半分の運行です。また夏以降は8往復ということで検討しています。

(会長)

今の説明のとおりご確認をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、特に意見がないようですので。

(3)「福祉交通の現状について」事務局より説明を求めます。

(事務局)

私、事務局を務めさせていただいております、保健福祉課の田中と言います。保健福祉課

の方で、福祉の交通施策ということで、平成19年4月から担当しております。よろしくおねがいします。

それでは(3)福祉交通の現状につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

まず、資料6「福祉交通施策の現状」をご覧ください。この資料につきましては本村の総合的な地域交通の検討を始めるにあたって、保健福祉課が所管しております交通施策について、その現状を把握し、また分析するためにまとめたものです。

まず、1ページをお開きください。第1章としまして、1番目に報告書の策定にあたって、ということで、本村の第4次総合計画に掲げている総合交通体系のあり方や、公共交通ネットワークの整備のための、基本的な調査としてこの報告書を位置付ける旨を述べております。2番目には、現在実施しております福祉交通施策について、福祉タクシー券交付事業、移送サービス事業、保育園児の通園支援について、その概要を解説しております。簡単にご説明申し上げますと、まず(1)福祉タクシー乗車券交付事業ですけれども、事業導入の経緯といたしましては、白馬村老人福祉計画を策定した折に、高齢者が外出するための交通手段の検討がなされ、その結果、平成12年4月にタクシー料金の一部を助成する制度を定め、翌5月から実施しております。

事業の内容ですが、自らが交通手段を確保できない世帯のうち、()65歳以上の者のみで構成された世帯()65歳以上の者と18歳未満の者のみで構成された世帯等、一定の要件に該当する者を対象としておりまして、タクシーの初乗り運賃と迎車回送料金を合計しました880円のタクシー乗車券を、毎月の初めに各地区の民生児童委員を通じまして交付しているものでございます。交付枚数ですが、ひと月6枚を基準にしておりまして、山間僻地であります内山・嶺方・野平・青鬼・通・立の間・落倉、この地区にお住まいの方には10枚を交付しているものでございます。

次に(2)移送サービス事業ですけれども、2ページから記載してございます。事業導入の経緯ですが、平成12年に歩行困難な高齢者や障害者に対する交通支援策として、白馬村社会福祉協議会が車椅子のリフトアップ車両を導入しまして移送サービス事業を開始しました。翌13年度には、白馬村が創設しました高齢者生活支援事業の一環として位置付け、村が行う高齢者向けの移送サービスとして、村が社会福祉協議会へ事業委託する形へと変わりました。

の事業の内容ですけれど、サービスの対象者は、概ね65歳以上の高齢者で一般公共交通機関を利用することが困難な者としておりまして、要介護度3以上という基準を設けています。また要介護度3未満であっても保健福祉課長等で構成されております審査委員会で許可が下りればサービスの提供を受けることができます。利用方法ですが利用者は登録制となっております。原則として利用日の1週間前までに社会福祉協議会事務局に申し込むこととしております。利用料は無料としています。また車の運転者は原則としまして社会福祉協議会のホームヘルパーがあたっているところでございます。

次に(3)保育園児の通園支援ですが、3ページの後段に記載してございます。本サービスは、この4月から開始を予定している事業でございます。これまで村内に2つあった保育園を1園に統合する話し合いの過程の中で、通園距離が著しく遠くなる村内の5つの地区に居住する3歳から5歳の子供を対象に送迎を行うものです。この事業の内容につきまして

は、後程ご説明申し上げます。

次に4ページからの第2章ですが、福祉タクシー乗車券の利用状況を集計してあります。事前に今回資料を配布しておりますことから具体的な説明につきましては省略させていただきますが、まず、1では受給者の状況として、(1)受給者数の推移、(2)受給者の属性を集計しております。次いで6ページからの2番では、利用状況といたしまして、(1)利用件数と交付金額の推移、(2)利用状況の分析をまとめてございます。特に7ページの 地区別乗車件数、あるいは8ページの 地区別降車件数、また9ページの 乗車区間の分析につきましては、これから運行計画を策定する上での基礎データとして十分に活用できるものとなっております。

また、10ページからは3としまして、事業見直しに係る事例と改革案を記載してございます。これにつきましては、一昨年の10月になりますが、毎月タクシー乗車券の配布・回収を担当して、利用なさっている方の声を一番聞いている民生児童委員の皆さんから、この事業の制度・運用について改善を図ることについてご意見を伺った内容を集計いたしました。それに対して事務局即ち保健福祉課におきまして、お答えをしたものを列記してございます。

11ページからは、4として受給者の声を記載いたしました。これは職員自らが利用者の声を聞くなどのきめ細かな調査を行うという観点から実施したものでして、昨年の5月から約1ヶ月をかけて、保健福祉課の職員及び地域包括支援センターの職員が利用者のお宅に直接訪問したり、電話をすることによって実際にタクシー乗車券を利用している方から直接ご意見を聞き取った内容を集計しています。

次に16ページからは3章としまして、移送サービスの利用状況をまとめてございます。1利用者の状況、2利用状況ではタクシー乗車券の利用状況と同様に集計してございます。20ページからは3としまして、福祉移送サービスの現状をまとめさせていただきました。まず(1)福祉有償運送の変遷では、有償運送と道路運送法の関係を整理してみました。また(2)運営協議会と許可取得法人では、平成18年9月末現在におけます県内の福祉有償運送運営協議会、または過疎地有償運送運営協議会において協議が調って推薦した法人数、その内、旧道路運送法第80条に基づく許可を取得している法人数を記載しております。こちらにつきましては、長野県ホームページから抜粋して使用してございます。ちなみに本村では、無償で運送しているため、協議会もございませんし、許可取得法人もございません。

最後に24ページに(3)白馬村が行う移送サービスの課題として3つ記載させていただきました。まず として無償運送の解釈では、有償運送の登録をしない限り運賃を徴収することができないこと。 として対象者の認定では、認定制度以前からの利用者に対する不公平感があること。また として事業者の責任として、運行管理、あるいは安全管理上の問題を挙げてあります。

次に26ページからの第4章では、この4月から運行を開始します保育園児の送迎についてその概要を記載しました。先ほど簡単にご説明申し上げましたが、20年度から村内の保育園を1園に統合するにあたって通園距離が著しく遠くなる園児を対象に送迎を行うものです。具体的には、村内を大きく分けて北城・神城の2つの地区があるわけですが、神城地区の内山、佐野、沢渡、三日市場、堀之内の5つの集落に住む、3歳児、4歳児、5歳児を対

象にいたしまして、朝・夕それぞれ1便を運行するものでございます。また園児が車内にいる時間を少しでも短くしようという配慮から、乗車・降車箇所を各家庭の最寄りを回るのはなく、白馬南小学校とサンサンパーク、この2箇所にしております。なお、これらの運行時間や乗降場所につきましては、送迎を利用する園児の保護者と協議の場を設けまして設定させていただいたものでございます。

この園児の送迎サービスにあたりましては、村が平成21年度から運行を予定しております乗合タクシー事業における試験的運行と位置付けまして、タクシー事業者が道路運送法21条の許可を得て運行することとしております。事業者につきましては村内に本社または営業所を置きますタクシー事業者3社によりまして、去る1月25日に入札を行いました。その結果、白馬観光タクシー株式会社さんが落札いたしまして、すでに21条の乗合旅客運送の許可申請を北陸信越運輸局長にあげております。

運賃、その他等につきましては資料に記載してあるとおりでございます。

次に27ページからの第5章ですが、地域公共交通との連携について記載してございます。本報告書は現状の福祉交通施策を検証するために作成したのですが、その大きな目的として、総合的な地域公共交通体系の調査、あるいは研究ということがありましたことから、その考え方と形態を文献や先進地の事例などを参考にしてまとめました。

最後に30ページには第6章としてあとがきを記載しました。ここでは、今回、福祉交通施策を検証した保健福祉課以外にも、それぞれの交通支援施策を検討する部署としまして、例えば小中学生の通学支援を実施しております教育委員会、先程の説明にもありましたとおり観光客の輸送を実施している観光局などがあるわけですが、今後新たな地域交通を立ち上げていくにあたりましては、これらの担当課も含めた全庁的な連携体制を整えていく必要があるということを述べているものです。

資料6についての説明は以上です。

続きまして、資料7 高齢者の日常の外出活動と移動に関する調査 についてですが、資料について説明する前に、本調査を実施するに至った経緯を簡単にご説明申し上げますと、自治体が導入する公共交通においては、あまり利用されない、あるいは財政負担が増大している」「となく公平性が問題視される、といった課題を抱える傾向が大きくなっているのが実情です。その要因はニーズ調査の不備やコンセプトなき設定、拙速や周囲の声・周辺地域・成功例に引きずられるなどの、計画段階での甘さが目立つと分析されています。そこでしっかりとした住民ニーズをおさえるために本調査を実施することといたしました。また、この手の調査をしてみてもよく言われることは、住民要望イコール需要ではない、ということです。これは、交通政策に対して住民から要望があったときには、それが需要にどれだけ結びつかを客観的に考えることが重要だと解説されています。そこで本調査につきましては、誰を、いつ、どこから、どこへ輸送するのかを、しっかりおさえた運行計画を立てることができるよう、調査内容等を工夫して実施しております。

それでは、資料の説明に入ります。こちらに調査の概要を記載してございます。まず(1)調査目的ですが、只今しっかりとした住民ニーズをおさえると申し上げましたが、高齢者を対象とした地域交通計画の策定にあたり、高齢者の外出活動と交通行動を調査し、有効に反映することを目的とする。というものです。

次に(2)調査項目ですが、回答者の属性としまして、年齢、性別、住まい、職業、運転免許の有無、自動車の所有状況、運転の可否、歩行の状況、家族構成について伺いました。

日常の外出活動についてですが、買物、通院、娯楽による外出状況を調査しました。次に既存の交通手段についてですけれども、バス、電車、タクシーの利用状況と家族等による送迎の状況について調査しております。最後にデマンドタクシーの導入については、必要性、利用頻度、利用方法について調査しております。

(3)調査方法ですが、調査地域は村内全域であります。調査対象は村内に住所を有する満65歳以上の方を対象といたしました。ただし、特別養護老人ホーム等へ入所されている方は除かせていただきました。調査対象者数は1896人となりました。調査方法ですけれども、65歳から80歳までの方には、郵送による配布・回収を行っております。また81歳以上の方につきましては、質問内容がやや難しい部分もありますので、民生児童委員さんの協力を得まして聞き取り調査を行っております。調査時期 集計方法はご覧のとおりでございます。

(4)回答状況でございますけれども、65歳から80歳までの方は、対象者1428人に対しまして1006人の方から回答をいただきました。回答率は70.4%でございます。また81歳以上の聞き取り調査ですけれども、病院へ入院中の方、あるいは寝たきりの方につきましては、民生委員さんの判断で調査をしておりませんので、対象者468人のところ401人から回答をいただきまして、回答率は85.7%となっております。65歳以上全員を対象としますと74.2%の回答率となっております。

続いて2ページからは集計結果を記載してございます。集計の方法は単純集計、それと二重三重のクロス集計を行っております。今回の調査は全数調査といたしましたので独立性等の検定は行っておりません。

また、各調査結果につきましては、特徴的な傾向につきましては、簡単ではございますがコメントをつけさせていただいてございますので、本日は、調査結果の説明を省略させていただきます。また、この報告書は白馬村のホームページにおきまして住民の皆様にもお知らせしているところでございます。

以上、資料6、資料7につきましてご説明いたしましたけれども、今後運行計画を策定していくにあたりましては、これらの現状分析やあるいは外出・移動に関する調査で得ました住民ニーズを、計画に十分反映させていくということを申し上げまして、協議事項(3)福祉交通の現状につきましてのご説明を終わりにさせていただきます。

(会長)

多少長くなりましたが、ただいまの説明につきまして、なにかご質問等がありますか。よろしいですか。特段ご意見が無いようですので、続きまして、

(4)「乗合型デマンドタクシーについて」を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

資料はナンバー8 乗合タクシーによる地域交通サービス(案)になります。なお、この資料は一面に2ページを集約して印刷してございますので、私が申し上げるページ番号は、資料に記載してありますページ番号ですのでご了承いただきたいと思っております。

それでは、1ページをご覧ください。

新たな交通支援施策ということで、先ほどご説明いたしました福祉タクシー乗車券の交付と保育園児の送迎事業を乗合タクシーの運行によって実施しようというものでございます。

ここで、いきなり乗合タクシーという言葉が出てまいりましたが、先ほどご説明申し上げましたとおり、地域交通施策の現状の報告書を昨年6月に作成いたしましたので、あわせて今後の事業のあり方や、より利便性の高い身近な地域交通への移行の可能性について、担当の保健福祉課の方で研究するとともに、庁内の課長会議で議論してまいりました。その結果白馬村といたしましては、新たな地域交通の利用者のターゲットを高齢者と保育園児に絞りこみまして、11人以上の大型車両よりも10人以下のタクシー車両を用いた乗合運行が、現時点では最良の方式ではないかという結論に至ったものでございます。

資料の2ページ、3ページは、先ほどご説明申し上げました高齢者の外出・移動調査から抜粋させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

続いて資料4ページをご覧ください。乗合タクシーとは、ということで簡単に記載してございますが、過疎地域や交通空白地域等での輸送需要や住民ニーズに対応するため、乗合バスではなく、乗車定員10名以下のタクシー車両を使用した運行形態というものであります。また、最近では安曇野市さんのように都市型デマンドにも利用されてきている現状でございます。その下に乗合タクシーのメリットを記載してございますが、バス車両よりもコスト面で有利 狭隘道路、雪道でも運行が可能 利用者ニーズに合致した運行がしやすい 運行回数などに機動力を発揮する デマンド方式を採用すればドア to ドアの運行が可能ということが一般的に言われている乗合タクシーのメリットでございます。

続いて5ページには、乗合タクシーの運行形態を掲げてございます。まず、定時定路線運行、または区域運行ですけれども、停留所型というのは、決められた停留所で乗降するもの、フリー乗降型というものは運行ルート内であれば乗降が自由なもの、ということでございます。一方デマンド運行と言われるものは、予約を受けたときに限って運行するフルデマンド運行、また路線の一部がデマンドルートになっているのが一部デマンドという様に言われております。

資料6ページからは運行内容の検討ということで、基本的な考え方をまとめさせていただきました。しかしこの部分につきましては、今後運行計画を策定していく中で、さらに詳細を詰めていきたいと考えております。まず、高齢者等の移動支援ですが、村内全域をフルデマンドで運行したいと考えております。土日・祝日、年末年始を除く年間約240日間の運行を考えております。また保育園児の送迎は区域運行としまして、保育園の休園日を除いた年間約230日の運行を考えています。7ページには運行時間を記載してございますが、朝・夕の時間帯を保育園児の送迎とし、日中を高齢者のためにデマンド型の運行をしようと考えています。

次に8ページでございますが、運行形態ですが白馬村が事業主体となって、運行をタクシー事業者へ委託する形をとりたいと考えています。運行車両はジャンボタクシー2台を想定しております。予約の方法ですが、デマンド運行については、利用者は事前登録をすることとしまして、運行前に電話で予約をいたします。

次に9ページのデマンド型配車システムですが、他市町村の事例では、数千万円するCT

I、GIS、GPSなどの高価なシステムという導入は考えておらず、電話受付・顧客管理のソフトを応用した簡単なシステムの導入を考えております。また運転者への連絡は、紙やタクシー事業者の無線使用を考えています。

10ページでは運賃を記載してありますが、デマンド運行については1乗車300円程度にしたいと考えております。これは今後検討して参りたいとも思っております。また、保育園児の送迎につきましては、すでにこの4月からの試験的運行にあたりまして、料金の設定届をしているところですが、一月1家庭往復3000円、片道1500円を予定しています。一家庭と申しますは、例えば兄弟ということで二人いても一家庭ということでございます。

11ページには運行体制を記載してあります。事業主体は白馬村でございます。デマンド運行におけます、会員登録、予約受付、予約状況参照、配車、利用日報作成等、これらの業務を白馬村社会福祉協議会へ業務委託し、車両運行、車両点検・管理、運行管理、業務日報作成等の業務をタクシー事業者へ業務委託しようと計画しています。

12ページからは、検討組織を掲げてございます。そのうち、12ページには地域公共交通会議を、13ページには検討委員会についてお示ししてございますが、運行計画を策定する上での具体的な検討や作業は検討委員会の方で進めていくことといたしまして、最終的にその案をこちらの地域公共交通会議で協議してまいりたいと考えています。

次に14ページには運行までのスケジュールをお示ししてございますが、園児の送迎につきましては、この4月から試験運行を実施します。また高齢者等を対象としたデマンド運行につきましては、11月を目途に試験運行を開始しまして、21年度からの本格運行を目指していきたいと考えているところです。なお、事務等のスケジュールにつきましては、この後の、協議事項(5)でご説明申し上げます。

最後に15ページですが、本事業の推進にあたりましては、住民の参画ということ念頭において進めて参りたいと考えております。その手法につきましては、すでに実施いたしました住民意向調査をはじめ、公聴会や説明会の開催、また計画素案に対するパブリックコメントの実施などを計画しています。また、情報の公開にも常に心がけ、計画の策定過程や素案などを村の広報やホームページを使ってお知らせしまして、多くの方々に関心をもつていただくように努めてまいりたいと考えております。

資料の説明につきましては以上でございますが、今後はこの資料をたたき台といたしまして、検討委員会においてより詳細で具体的な計画へと肉付けをしていきまして、運行計画の素案を作成して参りたいと考えておりますので宜しくお願い申し上げます。

説明は以上です。

(会長)

乗合型デマンドタクシーについて事務局より説明がありましたが、なにかご質問等がありますか。

(小林委員(代理))

前提的な確認ですが、今現在、福祉分野で社協さんが行っている移送サービスが無償とお聞きしていますが、これは継続されるのか否か。それとデマンドタクシーに係る分の予算組みの関係ですが、タクシー券を今まで配布されていて、この分の予算的なものが乗合デマン

ドタクシーへ移行されるのか否か。という基本的な2点ですが確認をお願いします。

(会長)

ご質問をいただきました件について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

事務局の保健福祉課係長の太田と申します。よろしくお願いします。まず1点目の移送サービスにつきましては、一般公共交通を利用されるのが困難な方ということで継続したいと考えています。

2点目の予算ですが、とりあえず今の説明のとおり11月からデマンドタクシーを運行するという説明しましたが、その間までは現状の福祉タクシー券の交付をしていき、試験運行へ移行したいと考えています。

(会長)

以上の説明でよろしいでしょうか。

(小林委員(代理))

もう1点、社協さんのやっている福祉移送サービスですが、アンケート結果を見ますと、確かに要介護3以上という条件的なものがあるかと思いますが、これがないがしろとは書いていないのですが、一般の方々が乗せてくださいということもあろうかと思えます。乗合デマンド導入するとき利用率という点にも配慮するうえでは、きちんと事業的な部分は峻別していかないと中々良いものが出来ていかないという気がしております。また、せっかく良いものができて利用する下地がないと維持継続が不可能ということもあります。この辺を一体的にきちんと、どういった方々が利用される、どういったサービスを提供していくか区別する中で進めていただければなと思っております。

(会長)

貴重なご意見をいただきました。今のご意見に事務局より何かありますか。

(事務局)

皆川さんから言われたとおりでありまして、先程移送サービスの方は課題が三つあるということで、ルールを決める以前からの利用者もありまして、中々すみ分けをして、ぴったりあなたはこの制度に移行してくださいということも言えないという状況です。福祉有償運送ということで回りの自治体は皆さん有償運送をやっておりますが、うちの村は無償ということで、この辺の限界ということも確かにございます。

今回、地域公共交通会議をこのように立ち上げまして、第1回目の時に村の移送サービスの方向性が定まっておれば、議題の中に最初から挙げて行くという事も言えたのですが、移送サービスの方向性が見えておりませんので、こちらは第2回目以降になるかと思えますが、併せてテーブルの上に乗せたいと考えております。また、地域公共交通会議があれば、協議会の立ち上げの必要がないということですので、せっかくこういった各業界の皆様方が集まっておりますので、この中でより良い方向に持って行きたいと考えております。

(会長)

今の件よろしいでしょうか。

(渡邊委員)

試行の開始時期なのですが、デマンド運行が11月からということで、なぜその時期なの

か。例えばもっと早くできないのか。その辺をお聞かせいただければ。

(会長)

説明をお願いします。

(事務局)

この後の今後のスケジュールでも説明を加えますけれども、今回アンケートをとったのですが、デマンド型あるいはデマンドタクシーが、特に高齢者の方には耳慣れないこともございます。それと事前に登録をして、電話をして、自分が行く便を伝えるという、その辺の周知に時間がかかるのかなと、また、昨年も敬老会や高齢者の集まる機会に福祉課の職員で寸劇を行ってデマンドタクシーということになるべく広めようとしているのですが、運行計画をつくって住民に説明していく、あるいはPRしていくという期間を持ちますと、一番急いでも11月位になってしまうかなということで11月という時期の設定をさせていただきました。以上です。

(会長)

よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。

(速水委員)

12ページ、13ページに検討組織ということで、地域公共交通会議と検討委員会がありますが、両会の構成員の重複はないのでしょうか。現段階で新しいメンバーが選ばれるのでしょうか。

(会長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

検討委員会といいますのは、先程の説明のとおり運行計画のたたき台から実際の運行計画を作り上げるといういわゆるワーキンググループ的なもので、考え方は委員構成に書いてあり、医療関係者、福祉関係者、交通事業者、住民代表ということで、運行する側、あるいは利用する側それぞれが入って、皆で検討していかなければならないと思っております。

利用する側はお年寄りであったり、一般住民であったり、例えば老人クラブの方などが想定されます。今回のアンケート調査でも分かったのですが、主な行き先場所としまして村内の大型店舗、あるいは病院に限られておりますので、そのような関係の方も必要と考えております。住民代表と書いてございますが、この地域公共交通会議にはお二方公募委員ということで加わっていただいておりますので、是非このお二方につきましては検討委員会にも加わっていただきたいと事務局では考えております。

(会長)

委員の重複についての説明は以上です。よろしいでしょうか。

(速水委員)

実施細目がないものですから、多くの利用者ですね。高齢者など多くの交通弱者に入っていただくという、そういう会でお願いしたいと思えます。

(会長)

より大勢の利用者の声が反映できるよう事務局でお願いします。速水さんよろしいでしょうか。

それでは、説明のとおり、今後は白馬村地域公共交通会議設置要綱第8条に規定する検討委員会を置き、検討することをご了承をいただいたということをご理解をいただきたいと思っております。

(5)「今後のスケジュールについて」を議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

資料はナンバー9でございます。

平成20年度、21年度を横軸にとっております。運行体制、運行計画の策定、地域公共交通会議、検討委員会、住民参画、これを縦に並べまして、それぞれの進行状況あるいはスケジュールの関係を分かりやすくお示ししてございます。

まず、運行体制ですが何度も申し上げますが、この4月から保育園児の送迎を21条による試験運行として開始いたします。次いで11月からは高齢者向けのデマンド型の運行を同じく21条による試験運行として実施いたします。そして21年4月からは4条によります本格運行を開始したいと思っております。

運行計画の策定ですけれども、4月から8月末を目途に運行計画の素案を策定いたします。従いましてこの素案をもって、村ではタクシー事業者に運送依頼を致しまして、事業者は11月から予定しております21条による試験運行の許可申請を上げていくこととなります。またこの素案をもとに、試験運行などのデータを反映させまして、運行計画案を1月末までに策定し、21年4月からの本格運行に備えたいと考えております。また本格運行を開始して1年を迎える前に、計画の検証を行って計画の改善に努めて参りたいと考えております。

次に地域公共交通会議ですが、本日が第1回目の会議でございます。次回を8月に予定しております。この会議では計画素案についてご協議をいただきたいと考えています。また第3回目を来年1月に予定しております。計画案についてご協議をいただきたいと考えております。その後は必要がございましたら開催することと致しまして、平成22年の2月頃、事業の検証を目的とした会議を開催したいと、このように考えています。

次に検討委員会でございますが、4月を目途に立ち上げまして、計画の素案、計画案の策定などの進捗状況に合わせて適宜開催して参りたいと考えています。

最後に住民参画の部分でございますが、6月から7月にかけて住民との意見交換を行いたいと考えています。これは、私どもの方から直接各地区に出向きまして、利用者の中心となりますお年寄りの方々から直接意見などをお伺いいたしまして、計画素案策定の上で非常に有効な手段であると期待しているものでございます。また、その後、住民説明会を予定しております。これはデマンド型の試験運行を開始するにあたりまして、その利用方法等を住民の皆様にお知らせするために開催したいと思っております。

続いて11月から12月頃には、計画案を策定するにあたりまして、計画素案を住民の皆さんにお示ししまして、それに対するパブリックコメントを募集したいと考えております。

さらに来年の1月からは、乗合タクシー車両の愛称を募集するなどの周知を兼ねたPR活動にも力を入れていきたいと考えています。

その後は、苦情や提言などをデータベース化し、それらを改善していくことによって、より利用しやすく、みんなに愛される地域の足となるよう取り組んで参りたいと思っております。

す。

以上、今後のスケジュールにつきましてご説明申し上げました。

(会長)

ただいまの説明につきまして、なにかご質問等がありますか。よろしいですか。

別段ご諮問がないようですのでお認めをいただいたこととします。

(6)「協議事項のその他について」事務局より何かありますか。

(事務局)

特にございません。

(会長)

事務局では特別ないそうですので、委員の皆さんから何かありますでしょうか。

特段なければ、以上で本日の議事は全て終了します。ありがとうございました。この後、事務局より連絡事項がありますのでよろしくお願いいたします。

7. その他

(事務局)

それでは、事務局より連絡事項を2点申し上げます。

まず1点目ですが、次回の日程につきましては、先程のご説明のとおり、検討委員会の進捗状況によりますが、概ね8月を予定しております。説明のとおり2週間前までに通知を申し上げたいと考えております。

2点目ですが、委員の皆さんの報酬の件ですが、ご通知の中で年度内一括払いということですが、平成19年度中というものは既に3月でありますので、本日の会議1回が対象となり平成19年度予算でお支払をいたします。支払いにつきましては、基本的に個人への支払いになりますが、特に代理出席の場合には、役場から出る給与支払報告書の関係がございまして、委員本人への支払い、それと委嘱されているが、会社等からの派遣なので会社へ支払いをお願いしたいという事もあるかと思えます。

本日、会議の前段で報酬等の振込先依頼調査表を提出されている方もいらっしゃいますが、そういうことであれば会社の方に変更したいという方がおりましたら修正や変更でも構いませんので、至急ご連絡をいただきたいと思えます。ご協力をお願いします。

事務局からの連絡事項は以上です。

8. 閉会

(事務局)

次第に基づきまして、閉会につきまして風間副会長よりお願いします。

(副会長)

皆さん長時間にわたりまして色々ご審議をいただきありがとうございました。

これから本当に皆さんのお力をいただきまして、円滑に進めていただきたいと思えます。これからが皆さんからお知恵をいただき、是非今後も色々なご意見を吸い上げて、この場でご意見を言っていただきまして、すばらしい公共交通になりますよう祈っておりますので、

ご支援をよろしくお願いいたします。